

議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

平成１１年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日の丸（日章旗）を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。これからの国際社会においては、各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くための相互の文化や伝統を尊重し、かつ、お互いの国旗や国歌に敬意を表することが大切である。日の丸（日章旗）は、オリンピックなど大規模な国際交流の場において、国家の象徴として、多くの人に受け入れられている。

また、本市の市章は、世界へ向けての大いなる可能性と未来像、また、市民の限りない力と希望を表し、本市の象徴として広く市民に受け入れられている。

本市議会議員は、国旗及び市旗のもと、国際社会の一員、かつ、市民の代表であるという意識を高揚させ、本市の将来に向けた諸施策に対する審議に臨むため、北名古屋市議会議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

平成２４年６月２２日

北名古屋市議会